

平成20年12月25日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年6月19日付け高庶第62号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

## 2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

### 【高庶第62号の諮問に係るもの】

本年5月7日に調印した「高松市長事務引継書」の全部

平成19年 5月 8日：請求人からの公開請求を受付

平成19年 5月22日：実施機関が公開決定等期間延長通知

平成19年 6月 5日：実施機関が一部公開の決定

平成19年 6月11日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

平成19年5月1日をもって前市長の任期が満了し、同月2日に大西市長が就任したことから、地方自治法施行令123条および124条に基づき、市長事務引継書を作成し、同月7日に事務引継ぎを行った。対象行政文書は高松市長事務引継書であり、以下、非公開部分を整理した。

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
52ページおよび93ページ、健康福祉部のこくぶんじ荘に係る事項または事業名の一部	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
52ページ健康福祉部の老人福祉センター奥の湯温泉に係る事項または事業名の一部	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
70ページ中、内部検討機関の協議内容	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
93ページ中、現段階までの経過の概要のうち、未決定の検討内容	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	7条4号
93ページ中、平成19年度としての措置の内容（市として	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさ	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
の意思決定過程の情報)	せるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	
93 ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見の内容(市としての意思決定過程の情報)	市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
95 ページ市単独事業の国・県補助事業にあわせた見直しの項中、未決定の検討内容	本市の施策の見直しに関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
96 ページ中、未決定の検討内容	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	7条4号
98 ページ中、平成19年度としての措置および平成20年度以降の計画見直しおよび意見の内容	本市の施策に関する検討段階における情報のほか本市の交渉に関する情報が含まれており、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれ、また、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号および5号
115 ページ現在までの経過の概要中、事業の全体事業費	全体事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
126 ページ平成19年度としての措置中、補正予定額	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
126 ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、合計経費の額	全体事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
127 ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、合計経費の額	全体事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
132・133 ページ中、平成19年度としての措置および平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、協議中もしくは検討中の内容	本市の施策に関する協議段階における情報であり、公にすることにより関係者間の率直な意見の交換の妨げとなり、市民の間に混乱を招くおそれがあるため	7条4号
134 ページ平成19年度としての措置中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、検討中の内容	本市の新たな施策に関する検討段階における情報であり、公にすることにより関係者に対して誤解を与えるおそれや、市民の間に混乱を招くおそれがあるため	7条4号
144 ページから149 ページまで、および152 ページの	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、20年度以降の事業の計画内容	れや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	
145ページ平成19年度としての措置中、未決定の事業内容	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
153ページ平成19年度としての措置中、未決定の事業内容	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
153ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、未決定の事業内容	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
157ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、平成20年度以降の事業費	事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
158ページ平成19年度としての措置中、検討中の事業内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	7条4号
161ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、事業費関係	事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
164ページ平成19年度としての措置中、未決定の地元負担予定金額	地元負担予定金額については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号
170ページ平成19年度としての措置中、未決定の事業内容および20年度以降の計画見直しおよび意見中、未決定の内容	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれおよび特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	7条4号
171ページ現在までの経過の概要中、個人名等	特定の個人を識別することができる情報であって、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるため	7条1項
172ページ中、未決定の事業内容	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
175ページから177ページまでおよび179ページ平成20年度以降の計画	事業費については予算措置がされたものではなく、公にすることにより今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
見直しおよび意見中、事業費		
185ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、協議中もしくは検討中の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
186ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、協議中もしくは検討中の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
205ページ中、平成20年度末から平成22年度末までの耐震化率	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
206ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、年度別の増築予定	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 事業として予算措置がなされておらず、事前に着手内容が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
207ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、年度別の改修予定	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 事業として予算措置がなされておらず、事前に着手内容が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
208・209ページ平成19年度としての措置中、校名に関する検討内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
208ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、開設までのスケジュールの内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
209ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、平成20年度以降の計画および県との協議内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、交渉の相手方に市の内部方針を公表することになり、事業の適正な執行に支障を生ずるため	7条4号
210ページ平成19年度としての措置中、組織に関する検討内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
212ページ平成19年度としての措置中、未決定の事業計画	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
212ページ平成2	本市の施策に関する検討または協議段階	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
0年度以降の計画見直しおよび意見中、未決定のスケジュール	階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	
213ページ平成19年度としての措置中、対応策の検討内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
213ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、20年度以降の計画	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
219ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、スケジュールおよび総事業費	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 事業として予算措置がなされておらず、事前に着手内容が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
242ページ平成19年度としての措置中、未決定の内容	新規事業として予算措置がされておらず、事前に事業内容が公になると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
244ページ中、現在までの検討過程に係る部分	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
245ページ中、現在までの検討過程に係る部分	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
246ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、平成20年度以降の計画	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
252ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、建替え協議および耐用年限	本市の施策に関する検討段階における情報であり、公にすることによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
258ページ学校施設改築事業の項平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、改築予定小学校名	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 事業として予算措置がなされておらず、事前に着手内容が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
258ページ香南幼稚園改築事業の項平成19年度としての措置中、検討中の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
258ページ香南幼	本市の施策に関する検討または協議段	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
稚園改築事業の項平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、平成20年度以降のスケジュール	階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 事業として予算措置がなされておらず、事前に着手内容が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	
258ページ塩江地区小学校統合事業としての措置の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
258ページ塩江地区小学校統合事業の計画見直しおよび意見中、平成20年度以降のスケジュール	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
260ページ平成19年度としての措置中、未決定の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
260ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
262ページ中、香川県との協議中の内容	香川県との協議段階における情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
263ページ現在の経過の概要中、香川県との協議中の内容	香川県との協議段階における情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	7条4号
263ページ平成19年度としての措置の内容（香川県との協議中の内容）	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
264ページ平成19年度としての措置中、内部機関での協議内容および香川県との協議中の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、交渉の相手方に市の内部方針を公表することになり、事業の適正な執行に支障を生ずるため	7条4号および5号
265ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見の内容中、今後の予定	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
266ページ平成19年度としての措置中、未決定の内容	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
266ページ平成20年度以降の計画見直しおよび意見中、今後の方針	本市の施策に関する検討または協議段階における情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号

公開しない部分	公開しない理由	条例該当条項
268ページ中、平成19年度としての措置の内容（市としての意思決定過程の情報）	市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	7条4号
268ページ中、平成20年度以降の計画見直しおよび意見の内容（将来の計画および市の内部の意思決定過程の情報）	市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、交渉の相手方に市の内部方針を公表することになり、事業の適正な執行に支障を生ずるため	7条4号および5号

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書の高松市長事務引継書中の非公開部分は、市の施策の見直しに係る検討段階の情報や、公にされていない事業費の情報であり、公開すると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、不当に市民の間に混乱を生じさせ、今後の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非公開相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 6月19日	諮問書受付
平成20年 7月24日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年10月21日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申